

# 保育パート ニュース

あなごの声を組合へ

2024.12.21 No.509

全日本建設交通一般労働組合保育パート支部

名古屋市中区宮脇町2-99-2

TEL(052)353-8404

E-mail hoikupart@circus.ocn.ne.jp

「どうかどうか」

来年雇用がありますように」

1/3 保育運営課と団体交渉

11月7日、保育運営課と25子要求者についての団体交渉を行いました。

組合からは3人、運営課からは三田部長、鶴岡課長が出席。今回、建交労安知員本部役員は省庁交渉のため、愛知連から佐賀事務局次長がたぐさんの資料を用意して出席しました。

問題は無いと強硬な運営課

なんと行って一番の問題は120の人が雇い止めにいる雇用不安です。6月に国が任用上限撤廃の方針を出し、それに従って自治体もあるのに、名古屋は公募実施。現場は欠員の状態で、なぜ公募か。園長からの情報や対応も手

ちまちま、組合は憤りと不安の声を伝えました。「不採用になったら3月までどういう気持ちで働くのか」「どうかどうか、来年雇用がありますように」と手を合わせている一等等。

3/4の可否判断では遅い

「運営課は、公募スケジュールについて運営課は「公募予定は5月の園長を伝えたいが、国の通知が出て、いつたンスをえたい」と言う課長に、突然3/4に不合格と言わ

新たに発覚した子育て支援センターの公募問題。子育て支援センターは23人が公募対象です。ところが、正理職員の退職後再任用15人を優先し、残る公募枠は8人しかありません。組合は「再任用優先は聞いていない。タ刻保育士等に欠員があるのに、なぜ支援センターなのか」とただしました。

任用上限、155H未満への差別待遇は、国のルールと言いつつも任用上限撤廃ルールには従わないという矛盾を何度指摘しても「判断するのは総務局。ルールは全市統一で運営課でできることはない。意見は伝える」と、同じ回答をくり返すばかり。

欠員あるのになぜ支援センターか

「運営課は、公募スケジュールについて運営課は「公募予定は5月の園長を伝えたいが、国の通知が出て、いつたンスをえたい」と言う課長に、突然3/4に不合格と言わ

新たに発覚した子育て支援センターの公募問題。子育て支援センターは23人が公募対象です。ところが、正理職員の退職後再任用15人を優先し、残る公募枠は8人しかありません。組合は「再任用優先は聞いていない。タ刻保育士等に欠員があるのに、なぜ支援センターなのか」とただしました。

任用上限、155H未満への差別待遇は、国のルールと言いつつも任用上限撤廃ルールには従わないという矛盾を何度指摘しても「判断するのは総務局。ルールは全市統一で運営課でできることはない。意見は伝える」と、同じ回答をくり返すばかり。

## 25要求書に対する回答の抜粋

要求内容	回答書
雇用の安定・業務内容等について	
年度途中の転園・職種変更希望の場合、雇用継続のまま選考が受けられ、複数受験できることを周知して	会計年度任用職員の募集にあたっての注意点については、引き続き、指導監督等において周知に努めていく
「勤務条件通知書」の任用の更新はありませんが、再度の任用が可能であることの記載を、また、業務内容は具体的に記載し、業務者は合算した時間数の記載等、正しい勤務条件を記載して履歴書の毎年の提出を廃止して	「勤務条件通知書」は全庁的に統一された様式を使用、記載要綱に従って作成している。また、令和6年度より、休暇制度等を別紙にまとめ、通知書と併せて配布している。別紙の記載内容については、今後工夫していく。全庁的に統一された制度であるため、対応は困難だが、要望の主旨を関係課へ伝えていく。
賃金・通勤手当等について	
園行事・園外保育・研修等、超過勤務時間の適正な管理のため、事前命令または事後確認を適切に実施して	園長において超過勤務を適切に申請しやすい職場作りについて、周知している。必要な業務を勤務時間外に実施した際の適切な超過勤務の取り扱いについて、令和6年11月に園長と職員向けに通知をしている。
健康診断について	
業務時間内の雇止めの際、代替が必要な場合の代替確保は園長が行って	代替確保は、園長の役割であることについて、引き続き、指導監督等において周知していく。
休暇・休業制度について	
月曜日又は土曜日に8週1回または4週1〜3回勤務者が、その日に勤務できない場合、正規のシフト変更等に対応することを周知して	指導監督等において周知していく。
休暇等の代替確保は園長の役割であることの周知を、急病・長期にわたる病気・急引休暇などの場合は特に	代替確保は、園長の役割であることについて、引き続き、指導監督等において周知していく。
「孫体験」の新設を、当面、子の看護休暇が併用可能なこととする	全庁的に統一された制度であるため、対応は困難だが、要望の主旨を関係課へ伝えていく。
公立保育園の統廃・民営化、統合について	
公立保育園の統廃を中止し、すべての園の存続を	・今年度、有識者で「公立保育所の今後のあり方懇談会」を立ち上げ、将来的に保育所等を利用する子どもの数が減少していく状況を踏まえ、公的施設としての役割を整理しながら、あり方について具体的に検討していく。
その他	
各園のルールにサニタリーボックスの設置を、設置しない決定をする場合は事前の手原、事後の配慮が必要であることを各園に周知して	サニタリーボックスを設置していない園については、来客者・保護者等が困ることがないように持ち帰り用の袋を置く等の配慮を行うよう、指導監督等において周知に努める。

「最後に、総務局に、この気持ちを伝えてほしい」と、交渉の継続を要望しました。

